

### 認定こども園における子育て支援事業について

認定こども園においては子育て支援事業を実施することが必要ですが、その事業内容については以下のとおり定められています。

事業内容に対応した事業名の例と実施上のポイントは以下のとおりです。この5つの事業内容のうち1つ以上を実施してください。また実施内容等については、入園時の案内、園内の掲示、ホームページ（作成している場合）への掲載など積極的な情報発信をしてください。

	事業内容	事業名の例	実施上のポイント
1	地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業	親子のつどい事業、 園庭開放事業など	親子が集える場の提供、相談対応。 週1回以上程度の実施（3回以上が望ましい）。 利用しやすい環境等を整えること。
2	地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業	相談事業など	利用希望があった場合は都度対応すること。 保護者等が利用しやすい環境等を整えること。 プライバシーに配慮すること。
3	保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業	一時預かり事業 病児保育事業など	地域子ども・子育て支援事業の一時預かり事業（一般型）又は（余裕活用型）、病児保育事業の実施。またはそれに準じた基準により実施。
4	地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業	コーディネート事業 など	援助団体・個人のリスト、援助内容等を整え、連絡調整を随時行えるようにすること。

5	地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業	情報提供事業 子育てサークル・子育てボランティアの育成・支援事業など	定期的に情報の発信、助言を行うこと。
---	--	---------------------------------------	--------------------

事業は専任化された主幹保育教諭が行うのが一般的です。ただし、地域子ども・子育て支援事業の一時預かり事業（一般型）として実施する場合には公定価格の算定上の必要保育士数とは別に保育士等が必要となります。

## 関係法令

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、整備及び運営に関する基準

(子育て支援事業の内容)

第十条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準

### 第七 子育て支援

認定こども園における子育て支援事業については、次に掲げる点に留意して実施されなければならない。

- 一 単に保護者の育児を代わって行うのではなく、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談や親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること。また、子育て世帯からの相談を待つだけでなく、認定こども園から地域の子育て世帯に対して働きかけていくような取組も有意義であること。
- 二 子育て支援事業としては、子育て相談や親子の集いの場の提供、家庭における養育が一時的に困難となった子どもに対する保育の提供等多様な事業が考えられるが、例えば子育て相談や親子の集う場を週三日以上開設する等保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を確保すること。
- 三 子どもの教育及び保育に従事する者が研修等により子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質を向上させていくとともに、地域の子育てを支援するボランティア、NPO、専門機関等と連携する等様々な地域の人材や社会資源を活かしていくこと。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則

(法第二条第十二項の主務省令で定める事業)

第二条 法第二条第十二項の主務省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提

- 供及び助言その他必要な援助を行う事業
- 二 地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
  - 三 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どものにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業
  - 四 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業
  - 五 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業